

三朝町農林業施設等災害復旧事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、三朝町農林業施設等災害復旧事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則で定めるほか必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、令和5年8月に発生した台風7号（以下「台風」という。）により、地域の振興に寄与する地域内の農業用施設、林道又は作業道（以下「農林業施設」という。）及び農地、放置することで耕作農地又は農林業施設に影響を及ぼすおそれのある土地（以下「農林業施設等」という。）に被害が生じた場合、当該農林業施設等の原形復旧に要する経費の一部を助成することにより、農林業の振興と地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業用施設 受益戸数2戸以上の農業用水路及び農道
- (2) 林道 三朝町林道台帳に登録されている林道
- (3) 作業道 集落で管理している作業道
- (4) 農地 現に耕作されている水田及び畑。ただし、休耕農地である場合は補助事業完了後2年以内に耕作する水田及び畑を含む。

(本補助金の対象経費)

第4条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、台風により被害が生じた農林業施設等の復旧工事（以下「補助事業」という。）に要する経費（原則として原形復旧に要する経費に限る。）とする。ただし、他の公的補助が行われる場合は除く。

(補助対象者)

第5条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、農林業施設等を管理する自治会、施設管理者又は農事組合等とする。

(本補助金の額等)

第6条 町は、第2条の目的を達成するため、前条に規定する補助事業を行う補助対象者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助対象経費からその補助事業に対する寄付金等の特定財源を控除した額（以下「算定基準額」という。）に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以下とする。
- 3 本補助金は、算定基準額が5万円以上、かつ、補助事業が令和5年6月30日までに完了するものを交付の対象とする。
- 4 補助対象者は、補助事業の実施に当たって鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第7条 本補助金の交付を受けようとする者は、令和6年5月31日までに申請しなければならない。

- 2 規則第5条に規定する申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、三朝町農林業施設等災害復旧事業補助金事業計画（報告）書（様式第1号。以下「様式第1号」という。）及び三朝町農林業施設等災害復旧事業補助金収支予算（決算）書（様式第2号。以下「様式第2号」という。）によるものとする。
- 3 本補助金の交付申請は、前項の申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。
 - (1) 被災状況の見取図及び被災状況が確認できる写真

- (2) 農業用施設等の管理者又は土地所有者の同意書
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) 補助事業に要する2社以上の見積書

（本補助金の概算払）

第8条 町長は、この要綱の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該年度の補助事業完了前に本補助金の概算払いをすることができる。

- 2 前項の規定により概算払いを受けた者は、その受領した金額が規則第18条の規定に基づく補助金の確定額を超えているときは、町長の指定する日までに、当該超過額を町に返還しなければならない。

（本補助金等の変更）

第9条 規則第12条第1項の町長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額
- (3) 補助事業の内容に重大な影響を及ぼすと認められる変更

（実績報告の時期等）

第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、事業完了（補助事業等の廃止又は事業年度完了の場合を含む。）後30日以内に行わなければならない。

- 2 規則第17条第1項の報告書（以下「実績報告書」という。）に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 第1項の報告は、実績報告書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要した費用の領収書
- (2) 復旧が完了したことが確認できる書類

- 4 第3条第4号ただし書の水田及び畑の復旧により本補助金の交付を受けた補助対象者は、実績報告後2年以内に耕作していることを証明する報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

（本補助金の返還）

第11条 前条第4項の補助対象者は、同項の規定による報告書を提出しない場合は、町長の指定する日までに、本補助金を返還しなければならない。

（紛争の解決）

第12条 補助対象者は補助事業の実施に当たって土地所有者等から異議申立等があった場合は、自らの責任において解決しなければならない。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年8月30日から施行する。

（本補助金の特例）

- 2 町長は、この要綱の施行の日までに農林業施設等の復旧工事に着手し、又は既に復旧工事を完了している者がある場合で、当該復旧工事が補助事業に該当するものであると確認できるときは、この要綱の相当規定に準じて当該者に対して補助金を交付することができる。この場合において、第7条第3項第4号の見積書は、領収書とする。